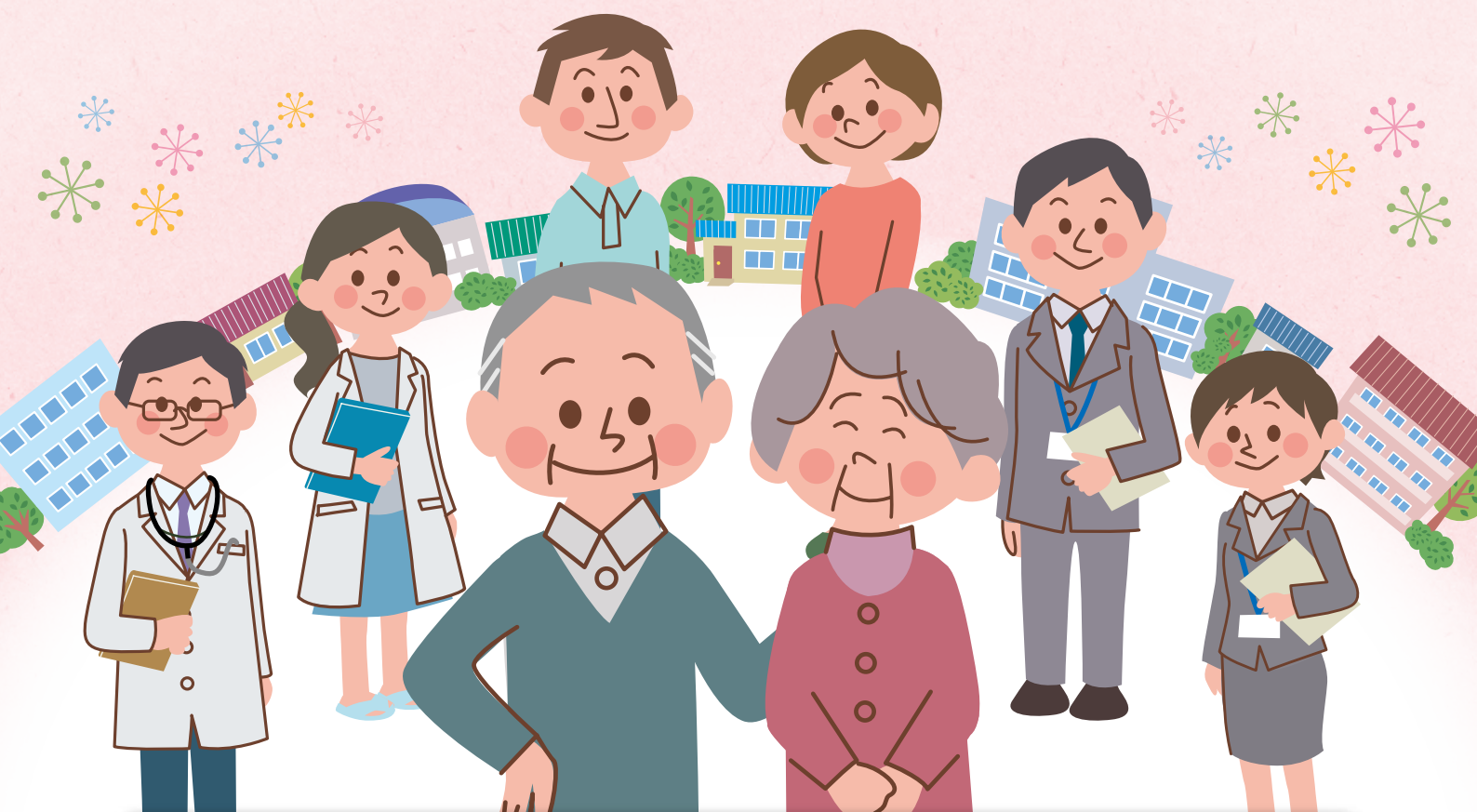


高齢者を虐待から守ります

みんなで守ろう！

高齢者の虐待防止

気づきが支える大切な命と暮らし



高齢者虐待は、特定の家庭や施設だけの問題ではなく、誰にでも起こり得る身近な問題です。虐待を防ぎ、高齢者が安心して暮らせる地域をつくるためには、市民一人ひとりの理解や協力が欠かせません。

このパンフレットでは、家族等の養護者による虐待と施設従事者等による虐待について、虐待のサインや相談窓口、防止に向けた取組を分かりやすく紹介しています。

松戸市

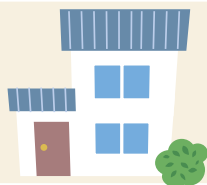
高齢者虐待をご存じですか？

高齢者の尊厳を守り、
安心して生活できる
社会のために

高齢者虐待は、家庭だけではなく、介護施設や介護サービス事業所などで働く職員等による虐待も含まれます。早期の発見と対応が高齢者の尊厳と安全を守ることに繋がります。



「養護者虐待」とは？



高齢者の世話や介護をしている家族、親族、同居人などによる虐待をいいます。
養護者虐待が起こる背景には、介護のストレスや経済的な問題などさまざまな要因が重なっていることが多く、養護者本人に虐待している自覚がない場合もあります。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは？

介護保険施設や高齢者福祉施設、介護サービス事業所などで働く職員等が、高齢者に対して世話や介護を行う立場を利用して行われる虐待のことをいいます。

※「職員等」とは、直接介護に携わる職員のほか、施設・事業所の管理者や他の職員、実習生、ボランティアなども含まれます。



こんな行為が虐待にあたります

身体的虐待

高齢者の身体に危害を与える行為

具体例

- たたく、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる
- 移乗や介助の際に、乱暴に扱う
- 不必要に身体を拘束する（ベッドに縛り付けるなど）
- 鍵をかけて、部屋に閉じ込める など

正当な理由のない身体拘束は、原則禁止されています。

心理的虐待

高齢者の心を傷つけ、不安や恐怖を与える行為

具体例

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 人前で侮辱する、恥をかかせる
- 無視する
- 威圧的な言動を繰り返す など

言葉や態度による苦痛は、目に見えにくい虐待です。



放棄・放任(ネグレクト) 必要な介護や世話をせず、放置する行為



具体例

- 入浴や排せつの介助をしない
- 必要な医療や介護のサービスを受けさせない
- ナースコールを手の届かないところに置く(施設の場合) など

「我慢させる」「ほったらかしにする」ことも虐待です。

性的虐待



高齢者の性的な尊厳を侵害する行為

具体例

- トイレのドアを開けたまま人目に付く場所で排泄させる
- 本人の同意なくわいせつな行為をする
- わいせつな言葉をかける、会話を強要する など

本人が嫌がっているのに性的な言動をすることは虐待です。

経済的虐待



高齢者の財産やお金を不当に使う行為

具体例

- 本人の同意なくお金や財産を使う
- 本人の年金や預貯金を管理し、使わせない
- 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 財産を不当に処分する など

本人の財産やお金を守ること大切な支援です。

✓ 気づきのためのチェックリスト ～こんな様子はありませんか？～

- | | |
|---|--|
| ☐ 高齢者の顔や身体に、あざや傷がよく見られる | ☐ 高齢者が急にやせた、表情が暗い |
| ☐ 部屋や衣類が汚れている、または異臭がする | ☐ いつも怒鳴り声や悲鳴が聞こえる |
| ☐ 介護に疲れていて、相談できる人がいない様子が見られる | ☐ お金の管理や使い方について不自然な点がある |

地域包括
支援センターは
こんな相談にも
応じています

困難事例の相談

介護の負担が大きい、家族関係が複雑、制度の利用が難しいなど、対応が難しい事例も、専門家が一緒に考え支援します。



セルフネグレクトの相談

高齢者が自分自身の生活や健康を維持することが難しくなっている状態について、適切な支援につなげます。

まずは相談を！

高齢者虐待が疑われるときは、 ひとりで悩まず、すぐにご相談ください



高齢者虐待は、早期の発見と対応が大切です。「もしかして虐待かも」と思ったら、下記の地域の相談機関へご相談ください。あなたの連絡が、高齢者とその家族を支え、深刻な事態を防ぐことにつながります。

通報者は法律で守られます

- ☐ 通報や相談した人の名前や連絡先は、本人の同意なく、第三者に伝わることはありません。
- ☐ 通報や相談をしたことを理由に、不利益な扱いを受けることはありません。

安心してご連絡ください。

地域の相談機関

松戸市高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
明第1 高齢者いきいき安心センター	047-700-5881	五香松飛台 高齢者いきいき安心センター	047-385-3957
明第2西 高齢者いきいき安心センター	047-382-5707	六実六高台 高齢者いきいき安心センター	047-383-0100
明第2東 高齢者いきいき安心センター	047-382-6294	小金 高齢者いきいき安心センター	047-374-5221
本庁 高齢者いきいき安心センター	047-363-6823	小金原 高齢者いきいき安心センター	047-383-3111
矢切 高齢者いきいき安心センター	047-710-6025	新松戸 高齢者いきいき安心センター	047-346-2500
東部 高齢者いきいき安心センター	047-330-8866	馬橋西 高齢者いきいき安心センター	047-711-9430
常盤平 高齢者いきいき安心センター	047-330-6150	馬橋 高齢者いきいき安心センター	047-374-5533
常盤平団地 高齢者いきいき安心センター	047-382-6535		

市役所の相談窓口

家庭での虐待についての相談	地域包括ケア推進課	047-366-7343
施設・介護サービス従事者等による虐待についての相談	指導監査課	047-366-4101

松戸市の高齢者虐待防止事業

松戸市では、高齢者虐待の防止として、市民向け講演会の開催や松戸市パートナー講座（高齢者の権利擁護について）による、虐待の予防や早期発見、普及啓発に努めています。詳しくは、右記の二次元コードよりご確認ください。

※パートナー講座とは、市の職員が市民の皆さんに、市が行う事業を直接説明する制度です。詳細については、松戸市地域包括ケア推進課（047-366-7343）にお問い合わせください。

高齢者虐待防止の
取組はこちらから▼



松戸市虐待防止条例があります

本市では、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指し、「松戸市虐待防止条例」を制定しています。市民一人ひとりが「見守り、気づき、声をかけ、つなぐ」ことが、虐待防止につながります。

条例の詳細は
こちらから▼

みんなで支え合い、
やさしさあふれる
まちをつくりましょう



松戸市虐待防止推進キャラクター
ハートはと

